

第1章 基礎知識編

1. 災害に係る住家の被害認定とは

- 災害に係る住家の被害認定の役割
- 住家の被害区分と認定基準
- 被害認定の流れ

2. リ災証明書に基づく様々な被災者支援策

- リ災証明書に基づく様々な被災者支援策
- 被災者生活再建支援法に基づく支援制度
(被災者生活再建支援金)
- 災害救助法に基づく支援制度
(住宅の応急修理・応急仮設住宅の設置 等)
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく
支援制度(災害援護資金)

3. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

- 大地震の際に行われる3つの建物被害調査
- 被災建築物応急危険度判定の概要
- 被災度区分判定の概要

1. 災害に係る住家の被害認定とは

■災害に係る住家の被害認定の役割

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を認定することをいい、市町村が実施するものである。

この被害認定により、災害の規模、被害の全体像の把握がなされるとともに、また被災者に対するり災証明書の発行が行われることとなる。

特に、被害認定をもとに発行されるり災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金支給などの判断材料となるなど各種支援策と密接に関連しており、り災証明書の内容によりどのような被災者支援を受けられるかが決まることとなるため、被災者の関心が高いものとなっている。

■住家の被害区分と認定基準

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の区分がある。それぞれの区分の基準は、「災害の被害認定基準」等に定められている。

「全壊」、「半壊」については、「災害の被害認定基準」において定められている。その基準は、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」により各省庁間の基準の統一が図られ、その後、平成13年に「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」により改正されている。

「大規模半壊」については、平成16年の被災者生活再建支援法の改正により大規模半壊世帯が支援対象に追加され、現在は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」において定義付けが図られている。

住 家 の 被 害 認 定 基 準

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の 床面積の延べ面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害 の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行う。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、②の損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関連資料は、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

2. り災証明書に基づく様々な被災者支援策

■り災証明書に基づく様々な被災者支援策

り災証明書に基づく被災者支援策は、以下のとおり様々な方式のものがあ、各々が異なる申請期限、必要項目等を有するものであるため、被災自治体において適用される各支援策に対応したりり災証明書の発行を可能とするべく、調査方針や発行計画を立てていくことが望ましい。

- ⇒ 給付 — 被災者生活再建支援法、義援金 等
- ⇒ 融資 — 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
- ⇒ 減免・猶予 — 税の減免・猶予、保険料の減免、公共料金の減免 等
- ⇒ 現物給付 — 災害救助法に基づく住宅の応急修理 等

■被災者生活再建支援法に基づく支援制度（被災者生活再建支援金）

被災者生活再建支援制度は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、生活を再建するための支援金の給付を行う制度である。制度の対象となる自然災害及び被災世帯は以下のとおり。

（1）制度の対象となる自然災害

- ① 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ② 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 等

（2）制度の対象となる被災世帯

制度の対象となる自然災害により

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

（3）支給額

支援金の支給額は、以下のA及びBの合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各金額の3/4の額が支給される）

A：住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

上記①～③の世帯：100万円、上記④の世帯：50万円

B：住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入：200万円、補修：100万円、（公営住宅以外の）賃借：50万円

（※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる）

（申請期間）A：災害発生日から13月以内 B：災害発生日から37月以内

（必要書類）A：り災証明書、住民票 等 B：住宅の購入・賃借等の契約書 等

<参考：能登半島地震・中越沖地震における1班あたりの平均調査スピード>

○1棟あたりの平均調査時間

- ・外観目視調査の平均調査時間 : 8～30分
- ※一見全壊のみの平均調査時間 : 3～15分
- ・内部立入調査の平均時間 : 40～90分

○1日の平均調査棟数

- ・外観目視調査の平均調査棟数 : 30～50棟
- ※非木造のみの平均調査棟数 : 18～34棟
- ・内部立入調査の平均調査棟数 : 4～5棟

※各市町村の実績値のうち最大と最小のものをそれぞれ除いた範囲を示している。

※1棟あたりの平均調査時間から1日の平均調査棟数を算定する場合、移動時間や内部立入調査の場合においては説明時間や調査日時のアポイント状況等も考慮する必要がある。

同様に非木造について、固定資産税評価担当の残り2人のうち1人が班長になって調査すると、市街地において20日間で調査できる非木造の棟数は600棟となる。

被害認定調査の講習などが定着して、班長になれる人材が育ってくればもう少し調査棟数が多くても対応できるようになるかもしれないが、現状、これより被害棟数が多い災害が発生したら他市町村等からの応援が必要になるということだな。」

———*———*———*———*———*———

課長A：「ところで、今は平時の計画策定だから、この程度の概算でよいが、実際に被害認定調査をしている間、翌週の人員計画を立てるためには、もう少し細かく見積もっていたな。」

係長A：「そうですね。班長の習熟によるスピードアップや、特に土地勘のある場所でのスピードアップのほか、下のような増減をある程度、見込みでいれていました。

＊外観目視調査（1日・1班あたり）

- ・調査票事前準備（事前記入） 市街地+20棟、郊外部+10棟
- ・1班3人体制 市街地+20棟、郊外部+10棟
- ・天候不良 -5～-10棟（市街地の場合）
- ・初日の人のいる班 -5～-10棟（市街地の場合）
- ・移動手段が徒歩の場合 郊外部-10棟、山間部 調査不可能

■地域特性

- ・外観目視調査は、旧市街地エリアでは1日100件程度、調査できた日もあるが、住家が点在している農山村の集落では、1集落に2日かかるケースもあった。

■調査対象

- ・「第2章2. 調査方針の検討」参照

■調査スピード

- ・外観目視調査は、調査日や住所、その時点で把握できた世帯主などの情報を事前に記載しておくなどの準備により、最大で1日に200件の調査を行った班もある。
- ・内部立入調査は、1日8棟調査した人もいるが、基本は午前・午後2棟ずつの4棟であった。
- ・内部立入調査は、住民と直接顔を合わせることもあり、スピードアップは難しい。現状では、内部に立ち入ると、家の構造のことから生活再建まで全ての相談をされてしまう状況である。これにきちんと対応しなければクレーム数が増加していくことになってしまう。

2. 対応規模の事前予測

必要な人材や資機材などの最大値を考えて事前対策が検討できるよう、市町村全域で大規模災害が発生した場合などの業務量を予測する。

【あんしん市の状況】

課長A：「『②応援体制の構築』で、あんしん市全域を調査するには2, 478日・班と聞いたが、どのような計算をするのだ？」

係長A：「業務量について、例えば、次のような仮定をおいて計算ができます。」

<被害の仮定>

・調査地域：あんしん市全域

※あんしん市の地域特性：市街地2割、郊外部7割、山間部1割

・調査対象

全ての建物（非住家を含む） 6万棟

地域別棟数比率：市街地5割、郊外部4割、山間部1割

・災害規模（被害規模）

一見全壊は市街地の4分の1程度の地域で発生。その他、被害は市域全般で発生。

<調査スピードの仮定>

*外観目視調査（木造）

・市街地 一見全壊 100棟／日・班

それ以外 40棟／日・班

※床上・床下浸水の確認の場合は一見全壊と同程度のスピードとする

・郊外部 20棟／日・班

・山間部 10棟／日・班

*外観目視調査（非木造） 30棟／日・班（市街地の場合）

*内部立入調査 4棟／日・班

<計算式：木造外観目視調査のみとした場合>

市街地棟数（3万棟）×一見全壊5%÷一見全壊調査時間100棟

+市街地棟数（3万棟）×その他95%÷その他調査時間40棟

+郊外部棟数（2万4千棟）÷郊外部調査時間20棟

+山間部棟数（6千棟）÷山間部調査時間10棟

= 2, 478日・班

課長A：「なるほど。同様に、あんぜん市職員のみで対応できる規模はどの程度になるのかも計算できるな。例えば、木造の外観目視調査のみとした場合を考えよう。税務課20人のうち固定資産税評価の担当が10人、うち8人が班長となり、残り8人はなんとか他課から応援を頼み8班で調査するとしよう。この場合、20日間で終了させられるのは、郊外部で計算すると、調査棟数3,200棟程度ということになるな。」